

鹿児島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に基づく障害福祉サービス等情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。） 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。） 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援
- (5) 指定障害児相談支援

(報告の単位)

第3条 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）の報告は、障害福祉サービス等事業所単位で行うものである。障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、原則、障害福祉サービス等事業所単位で行うものとするが、事業所ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）第36条の30の4に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別表第1に規定する情報（以下「基本情報」という。）及び別表第2に規定する情報（以下「運営情報」という。）並びに別表第3に規定する情報（以下「経営情報」という。）とする。

2 報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載がされていない場合には、当該事

業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別表第3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

3 事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

4 一人当たりの賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

（基準日）

第5条 この要綱に係る報告等の基準日（以下「基準日」という。）は、毎年度4月1日とする。

（実施期間）

第6条 この制度の実施期間は、毎年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（報告の対象となる事業者）

第7条 報告の対象とする事業者は、障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者及び基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

2 障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者については、報告をしないことができる。

（報告の方法）

第8条 対象事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告するものとする。

（報告の開始日）

第9条 この制度に係る報告の開始日は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者 毎年度5月1日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日
- (3) 障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び児副則第36条の30の2の規定に基

づく、経営情報の報告 当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後

(報告の期限)

第10条 この制度に係る報告の期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した対象事業者 毎年度7月31日
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した対象事業者 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から2か月以内
- (3) 障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児副則第36条の30の3の規定に基づく、経営情報の報告 当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後3か月以内

(公表の時期)

第11条 この制度に係る情報（経営情報を除く）の公表の時期は次の各号のとおりとする。

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した対象事業者 報告後2か月以内
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した対象事業者 報告後2か月以内（障害福祉サービス等情報の更新の取扱い）

第12条 対象事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ファックス番号、ホームページ並びにメールアドレスについて、当該事項の修正又は変更のあったときに、公表システムを通じて市長に報告をするものとする。

(是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い)

第13条 対象事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた対象事業者に係る障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、調査又は公表を行うものとする。

(調査)

第14条 市長は、対象事業者が公表した障害福祉サービス等情報について、利用者保護等の観点から、根拠となる事実を確認する必要があると認めた場合は、障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3項の規定に基づく調査（以下「調査」という。）を行うことができる。

2 調査は、次の各号に該当する場合に行うものとする。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき

3 調査の実施方法については、次の各号のとおりとする。

(1) 調査の実施体制 調査は、職員1名以上で行うものとする。

(2) 調査の内容 調査は、第4条に規定する基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(3) 調査の方法 調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法により行うものとする。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行うものとする。

(4) 面接調査の方法

ア 調査の時点及び期間 調査の時点は、報告日現在とする。この場合において、過去の実績等の調査の対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

イ 基本情報の調査方法 調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

ウ 運営情報の調査方法

(ア) 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。

(イ) 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

(ウ) 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件以上確認するものとする。

(エ) 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

(オ) 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。

(カ) 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わない。

エ 調査の終了 調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて対象事業者の同意を得るものし、当該同意をもって、調査を終了するものとする。

(情報の公表)

第15条 市長は、この要綱に基づき、対象事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表するものとする。この場合において、前条の調査を実施した場合には、当該調査結果についても公表するものとする。ただし、対象事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの経営情報については属性に応じて、グルーピングした分析結果を公表することとする。

2 市長は、次の方法により情報を公表するものとする。

(1) インターネットによる公表 市長は、インターネットによる公表を行うものとし、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(2) その他の公表方法 市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

3 対象事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。この場合において、利用者等が希望する場合は、対象事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することができる。

(苦情等の対応)

第16条 当該制度に係る苦情等の窓口の事務は、健康福祉局福祉支援部障害福祉課障害施設係で行う。

2 公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、市長は、対象事業者に対する照会等を行うものとする。この場合において、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行い、公表情報の訂正が必要な場合は、対象事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとし、適切な説明が得られなかった場合は、必要に応じて障害者総合支援法第76の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等を行うものとする。

3 市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

(経営情報の取扱い)

第17条 当該情報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、または不当な目的に利用することがないように留意し、本制度の目的に沿って取り扱うこととする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までの間、第8条第1号中「毎年度5月1日」とあるのは、「平成

30年5月8日」と、第9条中「基準日」とあるのは「平成30年6月1日」と、「毎年度7月31日」とあるのは「平成30年7月31日」と、第10条中「基準日」とあるのは「平成30年7月1日」と、同条第1号中「報告後2か月以内」とあるのは「平成30年9月下旬」とする。

(公表の時期に関する経過措置)

3 改正後の鹿児島市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱の一部を改正する要綱第10条の規定の適用については、同条中「当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3か月以内」とあるのは、この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間においては「令和8年3月31日まで」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

障害福祉サービス等情報公表システム	
基本情報	
1 事業所等を運営する法人等に関する事項	
(1) 法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
ア	法人等の種類
イ	法人等の名称
ウ	法人番号
エ	法人等の主たる事務所の所在地
オ	電話番号
カ	ファックス番号
キ	ホームページ
(2) 法人等の代表者の氏名及び職名	
ア	氏名
イ	職名
(3) 法人等の設立年月日	
(4) 法人等が都道府県内で実施するサービス	
ア	サービスの種類
イ	か所数
ウ	主な事業所等の名称
エ	所在地
2 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	
(1) 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	
ア	事業所等の名称
イ	事業所等の所在地
ウ	市区町村コード
エ	電話番号
オ	ファックス番号
カ	E-mail
キ	ホームページ
(2) 従たる事業所の有無	
ア	所在地
(3) 指定事業所番号	

(4) 事業所等の管理者の氏名及び職名	
ア	氏名
イ	職名
(5) 事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日	
ア	事業の開始（予定）年月日
イ	指定の年月日
ウ	指定の更新年月日
(6) 事業所等までの主な利用交通手段	
(7) 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）	
ア	事業活動計算書（損益計算書）
イ	資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）
ウ	貸借対照表（バランスシート）
(8) 社会福祉士及び介護福祉士法第４８条３に規定する登録喀痰吸引等事業者	
(9) サービス別の項目	
ア	居宅介護、重度障害者等包括支援 実施サービス
イ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス
ウ	居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（ 機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型、児童発達支 援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 運営形態
エ	生活介護 運営規程上の開所日数（年間）
オ	短期入所 報酬区分
カ	短期入所、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス 事業所等類型
キ	共同生活援助 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地
	(ア) 全共同生活住居数
	(イ) 全共同生活住居の定員数（合計）
	(ウ) 各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数
ク	自立訓練（機能訓練・生活訓練）

	訪問による訓練の実施の有無
	ケ 就労継続支援 A・B 型 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）
	(ア) 就労支援事業事業活動計算書
	(イ) 就労支援事業別事業活動明細書
3	事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
	(1) 職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数等
	ア 実人数
	イ 職種
	ウ 常勤換算人数
	エ 1 週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数
	オ 福祉・介護職員の常勤換算人数
	カ 利用実人員
	キ 福祉・介護職員 1 人当たりの 1 か月の利用実人員数
	ク 資格等を有している従業者の数
	ケ 管理者の他の職務との兼務の有無
	(2) 従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等
	ア 前年度の採用者数
	イ 前年度の退職者数
	ウ 業務に従事した経験年数別の人数
	(3) 従業者の健康診断の実施状況
	(4) 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況
	ア 研修実施計画の有無
	イ 事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況
	ウ 意思決定支援に関する研修の実施状況
	エ 従業者に対する虐待防止研修の実施状況
	オ 喀痰吸引等研修の修了者数
	カ 強度行動障害支援者養成研修の修了者数
	キ 行動援護従業者養成研修課程の修了者数
	ク 高次脳機能障害支援要請研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の就労者数
	ケ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数
	(5) サービス別の項目

	ア 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援 夜間・深夜・早朝対応の有無
	イ 重度訪問介護、重度障害者等包括支援 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無
	ウ 短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練 夜間の勤務体制
	(ア) 施設名（共同生活援助のみ）
	(イ) 夜勤の職員数
	(ウ) 宿直の職員数
	4 障害福祉サービス等の内容に関する事項
(1) 事業所等の運営に関する方針	
(2) サービスを提供している日時	
ア	事業所の営業時間
イ	利用可能な時間帯
ウ	サービス提供所要時間
(3) 事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域	
(4) サービスの内容等	
ア	主たる対象とする障害の種類
イ	利用者の送迎の実施
ウ	協力医療機関
エ	利用定員
オ	利用実人員
カ	サービス等報酬の加算状況
キ	医療的ケアを必要とする利用者の受入体制
(5) サービスを提供する事業所、設備等の状況	
ア	建物の構造
イ	送迎車両の有無
ウ	便所の設置数
エ	浴室の設備の状況
オ	消火設備等の状況
カ	防犯システム、機器の状況
キ	バリアフリーの対応状況

ク	福祉用具の設置状況
(6) 障害福祉サービス等の利用者への提供実績	
ア	利用者の人数（区分別）
(7) 利用者等からの苦情に対する窓口等の状況	
ア	窓口の名称
イ	電話番号
ウ	対応している時間
エ	苦情処理結果の開示状況
(8) 障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み	
ア	損害賠償保険の加入状況
(9) 障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等	
ア	その内容
(10) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	
ア	利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況
イ	第三者による評価の実施（受審）状況
(11) サービス別の項目	
ア	施設入所支援 ユニットケアの有無
イ	生活介護、短期入所、施設入所支援 入浴支援の有無
ウ	生活介護
	(ア) 創作活動の実施状況の有無
	(イ) 生産活動の実施状況の有無
	(ウ) 平均工賃（月額）
エ	短期入所 長期利用者数
オ	共同生活援助
	(ア) 新規入居者数
	(イ) 退居者数
	a うち一人暮らしへの移行者数
	(ウ) 入居者の主な日中活動の場
	(エ) 入居者の平均年齢
	a 最高齢者の年齢

	b 最年少者の年齢
	(オ) 個人単位居宅介護利用者の数
カ	自立生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型） 標準利用期間を超える利用者の数
キ	自立訓練（機能・生活訓練） 事業所における主な訓練内容
ク	自立生活援助 （前年度１年間の利用者のうち）入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数
ケ	宿泊型自立訓練 利用者の主な日中活動の場
コ	就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型
	(ア) 一般就労への移行者数（移行率）
	(イ) 一般就労先での定着者数（定着率）
	(ウ) 就労継続支援Ａ型における運営状況の評価（スコア）
サ	就労移行支援
	(ア) 一般就労までの平均利用期間
	(イ) 訓練中の怪我等に対する保険の有無
	(ウ) 一般就労への移行後の定期的な支援の有無
シ	就労継続支援Ａ型
	(ア) 主な生産活動の内容
	(イ) 利用者数
	(ウ) 平均賃金
	(エ) 社会保険の加入の有無
	(オ) 昇給の有無
	(カ) 賞与の有無
	(キ) 退職手当の有無
	(ク) 生産活動収入（年間売上高）
	(ケ) 生産活動経費
	(コ) 賃金支払総額
	(サ) 平均労働時間
	(シ) 離職者数
ス	就労継続支援Ｂ型
	(ア) 主な生産活動の内容

		(イ) 利用者数
		(ウ) 生産活動収入（年間売上高）
		(エ) 生産活動経費
		(オ) 工賃支払総額
		(カ) 退所者数
		(キ) 訓練中の怪我等に対する保険の有無
		セ 就労定着支援 過去３年の職場定着率（支援開始後）
		ソ 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 保護者支援の実施の有無
		タ 児童発達支援
		(ア) 児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
		(イ) 保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
		(ウ) 併行通園先との連携の有無
		チ 放課後等デイサービス
		(ア) 放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
		(イ) 学校との連携の有無
		ツ 地域相談支援（地域移行支援）
		(ア) 利用期間が６か月を超える利用者の数
		(イ) 地域生活への移行者数
		(ウ) 宿泊支援の設備の有無
		テ 地域相談支援（地域定着支援）
		(ア) 利用期間が１年を超える利用者の数
		(イ) 一時的な滞在による支援を行う場所の有無
		5 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
(1) 障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用		
ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況		
イ 利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況		
ウ 食事の提供により要する費用の徴収状況		
エ 創作的活動に係る材料費の徴収状況		
オ 家賃の徴収状況		
カ 光熱水費の徴収状況		

	キ 日用品費の徴収状況
	ク 当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用（日常生活費）の徴収状況
	ケ 当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用（例：預り金の出納管理等）の徴収状況

別表第2（第3条関係）

障害福祉サービス等情報公表システム	
運用情報	
1	事業所等運営の状況
(1)	障害福祉サービス等の内容に関する事項
ア	障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
	(ア) 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
	(イ) サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
	(ウ) 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況
	(エ) 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
イ	利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
	(ア) 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況
	(イ) 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
ウ	相談、苦情等の対応のために講じている措置
	(ア) 相談、苦情等の対応のための取組の状況
エ	障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
	(ア) サービスの提供状況の把握のための取組の状況
	(イ) サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
オ	障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
	(ア) 相談支援専門員等との連携の状況
	(イ) 主治の医師等との連携の状況
(2)	障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
ア	適切な事業運営の確保のために講じている措置
	(ア) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
	(イ) 計画的な事業運営のための取組の状況
	(ウ) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
	(エ) サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
イ	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

	(ア) 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
	(イ) サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
	(ウ) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
	ウ 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
	(ア) 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
	エ 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
	(ア) 個人情報の保護の確保のための取組の状況
	(イ) サービスの提供記録の開示の実施の状況
	オ 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
	(ア) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
	(イ) 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
	(ウ) サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

別表第3（第4条関係）

障害福祉サービス等情報公表システム	
経営情報	
1 経営情報	
(1) 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報	
ア	法人番号
イ	会計年度
ウ	決算月
エ	会計期間
オ	法人等の採用している会計基準
カ	消費税の経理方式
キ	サービスの種類
(2) 事業所又は施設の収益及び費用の内容	
ア	会計の区分状況
イ	会計期間
ウ	障害福祉サービス等事業収益
エ	障害福祉サービス等事業費用
オ	事業外収益
カ	事業外費用
キ	特別収益
ク	特別費用
ケ	法人税、住民税及び事業税負担額
コ	複数の障害福祉サービス事業の有無
サ	障害福祉サービス等事業以外の事業の有無（医療、介護、その他）
シ	医療における事業収入
ス	医療における延べ在院者数
セ	医療における外来患者数
ソ	介護サービスにおける事業収益
タ	介護サービスにおける延べ利用者数
チ	就労支援事業・授産事業収益
ツ	措置費収益
テ	その他の事業における収益
(3) 職種別の職員数・職員給与の状況	
ア	入力単位

	イ	常勤・非常勤ごとの把握状況
	ウ	職種別の常勤職員の人数
	エ	職種別の常勤職員の給与
	オ	職種別の非常勤職員の人数
	カ	職種別の非常勤職員の給与